

令和6年度千葉県地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7年3月25日付けで令和7年度千葉県地籍調査事業計画を変更決定したので、同条第5項の規定により公表する。

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
千葉市	千葉市美浜区真砂、幕張西、中瀬、ひび野、稲毛海岸、高洲、新港及び花見川区幕張町の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年7月31日まで
市川市	市川市大町の一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
木更津市	木更津市新宿、富士見二丁目、富士見三丁目、中の島及び中里一丁目の全部並びに中里及び江川の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
松戸市	松戸市松飛台及び串崎新田の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
東金市	東金市松之郷、上谷、下谷、西中の各一部の区域及び上谷新田の全部	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
勝浦市	勝浦市沢倉、川津及び鶴原の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
市原市	市原市五井、村上、玉前、廿五里、五井中央西1丁目、五井中央西2丁目、五井中央西3丁目、出津及び平田の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
鎌ケ谷市	初富の一部の区域	令和7年1月14日から 令和8年3月31日まで
富津市	富津市西大和田及び千種新田の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
浦安市	浦安市弁天一丁目及び高洲八丁目・九丁目の全部並びに美浜四丁目、弁天四丁目、高洲三丁目及び舞浜二丁目の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年10月31日まで
袖ケ浦市	袖ケ浦市坂戸市場の一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
印西市	印西市大森、鹿黒、発作及び亀成の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
南房総市	南房総市千倉町北朝夷、千倉町南朝夷、千倉町平館及び千倉町忽戸の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
香取市	香取市九美上、小見川、八日市場、佐原イ、佐原ロ及び佐原ホの各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
山武市	山武市木原及び大木の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
いすみ市	いすみ市岬町和泉、岬町江場土、岬町井沢、岬町三門及び日在の各一部	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
大網白里市	大網白里市四天木の一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
印旛郡栄町	印旛郡栄町布太、南、曽根、三和及び請方の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年12月31日まで
山武郡芝山町	山武郡芝山町岩山、大里、朝倉、大台、大台飛地、高田、宝馬、山田、牧野、菱田及び香山新田の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
長生郡睦沢町	長生郡睦沢町下之郷及び大谷木の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
長生郡長生村	長生郡長生村水口及び六ツ野飛地の全部並びに金田、七井土、藪塚、岩沼、信友、北水口、本郷、宮成及び岩沼飛地の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
長生郡長南町	小生田及び地引の全部並びに蔵持及び佐坪の各一部の区域	令和7年1月14日から 令和8年3月31日まで
夷隅郡大多喜町	夷隅郡大多喜町栗又及び大戸の各一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
安房郡鋸南町	安房郡鋸南町元名の一部の区域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで